

立地適正化計画制度の概要

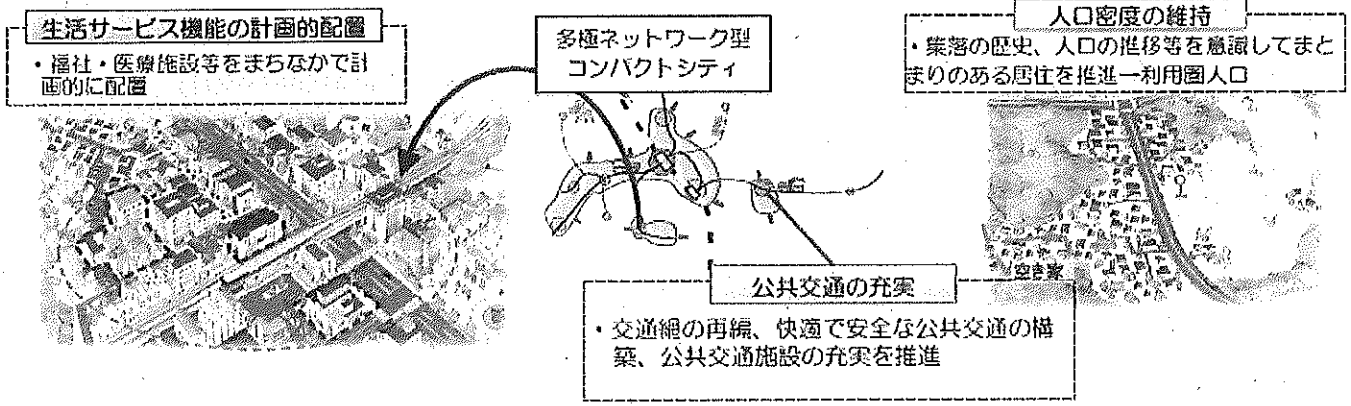
(根拠法: 都市再生特別措置法)

資料7

人口減少社会に対応することを目的とした、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を図るための包括的な計画都市計画法に基づく市マスタープランの一部に位置づけられる。

○ 立地適正化計画で目指す「多極ネットワーク型コンパクトシティ」

- ・ 医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、あるいは、
- ・ 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- ・ 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する都市



人口減少社会の中であっても、安心して暮らしやすいまちづくりを進めるための計画

○ なぜコンパクトシティか？

持続可能な都市経営(財政、経済)のため

- ・ 公共投資、行政サービスの効率化
- ・ 公共施設の維持管理の合理化
- ・ 住宅、宅地の資産価値の維持
- ・ ビジネス環境の維持・向上、知恵の創出
- ・ 健康増進による社会保障費の抑制

高齢者の生活環境・子育て環境のため

- ・ 子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
- ・ 高齢者・女性の社会参画
- ・ 高齢者の健康増進
- ・ 仕事と生活のバランス改善
- ・ コミュニティカの維持

コンパクト+ネットワーク

地球環境、自然環境のため

- ・ CO2排出削減
- ・ エネルギーの効率的な利用
- ・ 緑地、農地の保全

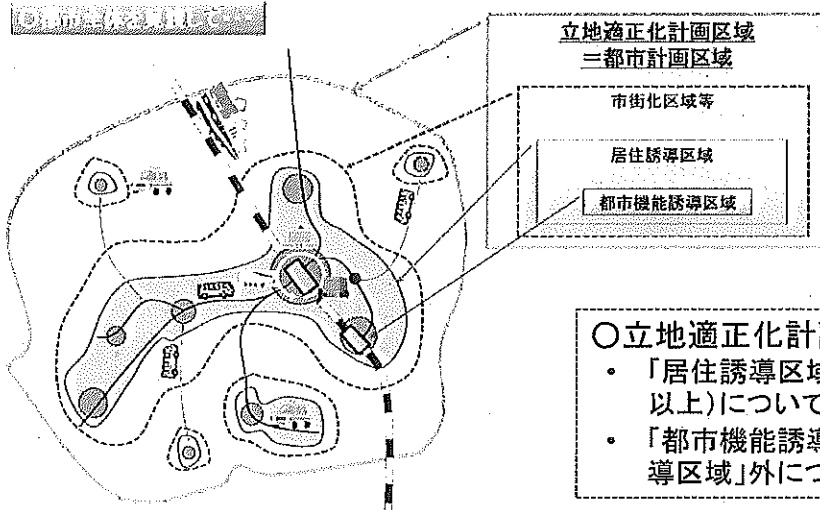
防災のため

- ・ 災害危険性の低い地域の重点利用
- ・ 集住による迅速、効率的な避難

限られた資源の集約・効率的な利用で、
持続可能な都市・社会を実現

○ 立地適正化計画で定める主な内容

- 基本的な方針
 - 一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策等の基本的な方針
- 居住誘導区域
 - 居住を誘導して人口密度を維持するエリアを設定
- 都市機能誘導区域及び誘導施設
 - 生活サービス施設を誘導するエリアと、そのエリアに誘導する施設を設定
- 誘導施設の整備に関する事業など
 - 関連して必要となる公共公益施設の整備などを含む



○ 立地適正化計画に関する届出制度

- 「居住誘導区域」外では、新たな住宅開発(一定規模以上)について、市への届出が必要
- 「都市機能誘導区域に誘導する施設」を「都市機能誘導区域」外につくる場合は、市への届出が必要

○ 立地適正化計画の位置づけ

- 位置づけ
 - 立地適正化計画の基本方針は、都市計画マスタープランの一部とみなされる。
- 目標年次
 - 長期:平成52年(2040年)・・・概ね20年後
 - 短期:平成32年(2020年)・・・概ね5年後、野洲市都市計画マスタープランの目標年次
- 対象区域
 - 本市の都市計画区域

【計画の位置づけ】

